

新規漁業者の皆さまへ

下関市漁業担い手移住定住促進事業のご案内

＜事業の内容＞

下関市外から本市に移住して新たに漁業を始める方に、引越経費や漁具等の導入経費の支援を行います。

＜対象者＞

次の全ての条件を満たす方

- ①漁業に就業することを希望し、下関市外から本市に転入する方
- ②補助申請年度において、山口県漁業就業者確保育成センターが実施する長期漁業技術研修を受ける方

＜補助内容＞

- ・補助率：補助対象経費の1/2以内
- ・補助額上限：1人あたり70万円

＜補助対象経費＞

- ・手数料：礼金、仲介手数料（※敷金は対象外）
- ・委託料：引越業者への支払い経費（※家財道具を自分で運搬する場合のレンタカー代やガソリン代は対象外）
- ・備品購入費：長期漁業技術研修で使用する漁具及び専ら漁獲物の運搬に使うための軽トラック等で取得価格が3万円以上のもの

＜留意事項＞

- 1 必ず転入前に申請を行ってください。
- 2 長期漁業技術研修への参加を辞退又は研修期間中に中止した場合は、既に支給を受けた補助金については返還する必要があります。
- 3 1人1回限りの申請となります。備品購入費だけ後から追加で申請などはできません。
- 4 添付資料として転入後の住民票の写しを提出いただく必要があります。住民票の移動がない場合は補助対象となりません。

